

# 入院患者のご家族様へ

2016年4月の診療報酬改定により、2015年10月以降に当院に入院された方のうち、神経難病などの特定疾患を除き、脳卒中などを原因とした重度身体障害にて障害者施設病棟(2階病棟)に入院している方については、一部の期間(酸素吸入を要する肺炎、大崎市民病院など他の病院に転院した場合など)を除き医療行為(検査・治療・処置)が包括化されることになり、別途診療報酬での請求が出来なくなりました。この結果、全身状態把握のための日常的な検査や、軽症の急性疾患についての検査・治療については必要最低限に抑えざるをえなくなりました。

これは医療費抑制のためできるだけ入院患者を減らそうという国の方針に基づくもので、受け入れ先となる施設が十分に整備されていない現状や患者の経済的・社会的制約を軽視したものであり、当院としても引き続き改善を求めていくものです。しかしながら少なくとも次回の診療報酬改定(2年後)までは改善の見通しはないため、当院の経営的観点からこれまで以上に検査・治療に制約を設けざるを得なくなりましたので、下記について御理解の程お願いいたします。

身体状況が安定している間は基本的には検査をいたしません。また薬物治療も必要最低限度にいたします。

病状が悪化した際の検査・治療は必要最低限とし、酸素吸入を要するほどの肺炎を治療する間のみ、検査・治療を行います。

一定以上の検査(超音波・CT検査など)・治療を希望される場合は大崎市民病院など他の病院に転院をお願いいたします。

2016年4月1日  
古川民主病院 院長 呉 賢一

